

第二百六号議案

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和七年六月二日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成十三年東京都条例第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年六月三十日」を「令和十年九月三十日」に改める。

附則別表ほう素及びその化合物（単位 ほう素として、一リットルにつきミリグラム）の項中

電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れている下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） 電気めつき業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。） ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）	三〇 四〇 三〇
---	--

を

第二百六号議案 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。））を利用するものに限る。）に属する指定作業場から排出される汚水を受け入れて
いる下水処理場で一定のものであり、かつ、海域以外の公共用水域に汚水を排出するものに限る。）

四〇

に改め、

同表ふっ素及びその化合物（単位 ふっ素として、一リットルにつきミリグラム）の項中「一二」を「一〇」に改める。

附 則

この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（提案理由）

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和七年環境省令第十七号）の施行に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準等を改める必要がある。